

平成29年度山武郡市環境衛生組合歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、平成29年度山武郡市環境衛生組合一般会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類並びに基金運用状況を審査した結果その意見は下記のとおりである。


記

- 1 審査対象 一般会計歳入歳出ならびに関係帳簿証書類
- 2 審査期日 平成30年8月3日
- 3 審査の方法 平成29年度の決算審査にあたっては、決算に必要な書類の作成状況、決算数値の正否・予算の執行が、議決並びに地方自治法及び地方財政法の本旨に則り、適正かつ効率性を考慮し執行されたか等の諸点に留意し、併せて証拠書類あるいは各種資料の提出、関係職員の説明を聴取し、慎重に審査を執行した。
- 4 審査の結果 審査した決算書は、法令の定めに従い作成され、関係諸帳簿・証書類を精査照合した結果、計数は正確であり、予算の執行は議会の議決の本旨に則り適法かつ効率的に執行されていると認められる。
- 5 審査の意見 平成29年度の決算状況についてみると、歳入は、予算現額1,010,848,000円に対し、決算額1,017,815,260円で6,967,260円の増となり、収入率は100.7%となっている。
増収の主な原因は、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目清掃手数料、1節ごみ収集手数料3,687,450円増、3款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入、1節物品売払収入3,501,083円の増によるものである。
これは、予算編成に当たり、ごみ収集手数料（許可業者分）と有価物売却益（金属類、紙類・布類・ペットボトル等）について、見込みより量の減少と、売却単価の減額が少なかったものである。
歳出は、予算現額1,010,848,000円に対し、決算額990,882,696円、不用額19,965,304円で執行率は98.0%となっている。
不用額の主なものは、3款衛生費、1項清掃費、1目じん芥処理費、11節需用費のうち光熱水費の電気料2,791,473円、同じく1目じん芥処理費の13節委託料のうち、最終処分場観測井六価クロム対策業務1,538,864円、同じくじん芥処理費の15節最終処分場年次整備工事の2,598,457円等である。
光熱水費の不用額の理由は、電気料の燃料調整費が当初見込みより増額されたことによるものである。
また、委託料、工事費の不用額については、最終処分場浸出水放流水設備設置工事の進捗状況が芳しくなかったため、関連する一部業務が実施できなかったためである。
これらの状況は、主に予算積算上の問題であり、今後は正確、緻密な予算積算をすることを望むと共に、予算執行にあたり適正な進捗管理を行い、経費の節減に努め、効率的な運営を図られたい。

平成30年8月6日

山武郡市環境衛生組合
管理者 松下 浩明 様

山 武 郡 市 環 境 衛 生 組 合

監査委員 川口幸雄 

監査委員 資川裕宣 